

教育委員会会議提出議案

第5号

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和5年3月13日
教 育 長

(理由)

総務企画課内への広報室の設置及び教育センターの組織改編並びに新たな職の設置等に伴う教育庁組織規則等の一部を改正するもの。

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則 の制定について（概要）

1 改正内容

(1) 福岡県教育庁組織規則（13ページ）

総務企画課内に「広報室」を設置し、県教育委員会の広報力の向上を推進する体制を整備するもの。

あわせて、「国民体育大会」の名称変更等に伴い規定を整備するもの。

(2) 福岡県教育センター組織規則（14ページ）

教育センターの組織見直しに伴い、規定を整備するもの。

あわせて、福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年福岡県条例第40号。以下「条例」という。）の施行による職員の定年年齢引上げに伴い、60歳以降の新たな職として「主幹」及び「指導主査」を設置するもの。

(3) 福岡県体育研究所組織規則（17ページ）

条例の施行による職員の定年年齢引上げに伴い、60歳以降の新たな職として「主幹」及び「指導主査」を設置するもの。

(4) 福岡県立美術館組織規則（18ページ）

同上

(5) 福岡県立図書館組織規則（19ページ）

同上

(6) 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則（20ページ）

同上

(7) 福岡県立英彦山青年の家組織規則（21ページ）

同上

(8) 福岡県立少年自然の家「玄海の家」組織規則（22ページ）

同上

(9) 九州歴史資料館組織規則（23ページ）

同上

(10) 福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則（24ページ）

同上

(11) 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（25ページ）

企画広報監及び広報公聴主幹の職を廃止するもの。

あわせて、条例の施行による職員の定年年齢引上げに伴い、60歳以降の新たな職として「主幹」及び「指導主査」を設置するもの。

(12) 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（27ページ）

企画広報監の職を廃止することに伴い、規定を整備するもの。

2 施行期日

令和5年4月1日

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号の表総務企画課の項中「秘書広報係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室」を「総務秘書係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室 広報室」に改め、同表財務課の項中「給与係 予算係 学校予算係 教育給与支給班」を「給与係 学校予算係 給与係 教育給与支給班」に改める。

第十八条第十一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

(福岡県教育センター組織規則の一部改正)

第二条 福岡県教育センター組織規則(平成十二年福岡県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表参事補佐の項の次に次のように加える。

主幹	上司の命を受け、当該課の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。
----	---

第二条の表副長の項の次に次のように加える。

指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。
------	---

第三条中「総務課及び」を削り、同条の表企画部の項中「事業計画課」を「総務課」に改め、同表教育指導部の項中「教科教育班」の下に「特別支援教育班」を加え、同表産業・情報教育部の項及び特別支援教育部の項を削る。

第四条及び第五条を次のように改める。

(企画部の所掌事務)

第四条 企画部課及び各班の所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務課

- イ 公印の管守に関すること。
- ロ 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- ハ 職員の身分及びサービスの総括に関すること。
- ニ 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- ホ 予算に関すること。
- ヘ 税外諸収入の収入に関すること。
- ト 経費の支出に関すること。
- チ 物品の出納及び保管に関すること。
- リ 現金及び有価証券等の保管に関すること。
- ヌ 施設設備の管理に関すること。
- ル 各部の事業計画の総合調整に関すること。
- ヲ 研修員に関すること。
- ワ 教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する教育機関職員（県立学校に勤務する教育職給料表適用者を除く。）の研修に関すること。
- カ 教育に関する図書、資料等の収集、整理及び活用に関すること。
- コ こと。
- ヨ 研修施設の利用に関すること。
- タ 電算システムの管理に関すること。
- レ 広報に関すること。
- ソ 他の班の所管に属しないこと。

二 企画調査班

- イ 学校教育に係る教育課題に関する研究及び調査に関すること。
- ロ 教育行政情報の収集及び整理に関すること。
- ハ 教育関係機関との連絡調整に関すること。

三 指導改善研修班

- イ 指導改善研修に関する研究及び調査に関すること。
- ロ 指導改善に関する教職員の研修に関すること。

(教育指導部の所掌事務)

第五条 教育指導部各班の所掌事務は、次のとおりとする。

一 教科教育班

イ 各教科(特別支援教育に関する教科を除く。以下同じ。)及び幼児教育に関する研究及び調査並びにその成果の普及に関すること。

ロ 各教科及び幼児教育に関する教職員の研修に関すること。

二 特別支援教育班

イ 特別支援教育に関する研究及び調査並びにその成果の普及に関すること。

ロ 特別支援教育に関する教職員の研修に関すること。

ハ 特別支援教育に係る教育相談に係ること。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

第八条及び第九条を削り、第十条を第七条とし、第十一条を第八条とする。

(福岡県体育研究所組織規則の一部改正)

第三条 福岡県体育研究所組織規則(昭和四十九年福岡県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表参事補佐の項の次に次のように加える。

主幹	上司の命を受け、当該所の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。
----	---

第二条の表副長の項の次に次のように加える。

指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。
------	---

(福岡県立美術館組織規則の一部改正)

第四条 福岡県立美術館組織規則(昭和六十年福岡県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表参事補佐の項の次に次のように加える。

主幹	上司の命を受け、当該課の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上
----	--

司を補佐する。

第二条の表副長の項の次に次のように加える。

指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。
------	---

(福岡県立図書館組織規則の一部改正)

第五条 福岡県立図書館組織規則(令和二年福岡県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表企画主幹の項の次に次のように加える。

主幹	上司の命を受け、図書館の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。
----	---

第二条の表企画主査の項の次に次のように加える。

指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。
------	---

(福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則の一部改正)

第六条 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則(昭和五十九年福岡県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表企画主幹の項の次に次のように加える。

主幹	上司の命を受け、センターの事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。
----	--

第二条の表企画主査の項の次に次のように加える。

指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。
------	---

(福岡県立英彦山青年の家組織規則の一部改正)

第七条 福岡県立英彦山青年の家組織規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表参事補佐の項の次に次のように加える。

主幹	上司の命を受け、当該課の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。
----	---

第二条の表副長の項の次に次のように加える。

指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。
------	---

(福岡県立少年自然の家「玄海の家」組織規則の一部改正)

第八条 福岡県立少年自然の家「玄海の家」組織規則（昭和四十九年

福岡県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表参事補佐の項の次に次のように加える。

主幹	上司の命を受け、当該所の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。
----	---

第二条の表副長の項の次に次のように加える。

指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。
------	---

(九州歴史資料館組織規則の一部改正)

第九条 九州歴史資料館組織規則（昭和四十七年福岡県教育委員会規

則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表企画主幹の項の次に次のように加える。

主幹	上司の命を受け、資料館の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。
----	---

第二条の表企画主査の項の次に次のように加える。

指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。
------	---

(福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則の一部改正)

第十条 福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則（昭和四

十一年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表参事補佐の項の次に次のように加える。

主幹	上司の命を受け、当該校の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。
----	---

第二条の表企画主査の項の次に次のように加える。

指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。
------	---

(福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第十一条 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の表中

8 企画(企画広報) 監	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務(企画広報監にあっては、広報及び広聴に関する事務を含む。)を掌理する。	を
8 企画監	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務を掌理する。	に、

23 技術主査	22 事務主査
上司の命を受け、当該係長等を補佐し、技術を処理する。	上司の命を受け、当該係長等を補佐し、事務を処理する。

を

19 主幹	18 員 服務監察	17 企画主幹
上司の命を受け、当該課の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を処理する。	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、当該課長、副課長又は企画監等を補佐する。

に、

19 員 服務監察	18 主幹 広報公聴	17 企画主幹
上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を処理する。	上司の命を受け、広報及び公聴に関する事務を処理する。	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、当該課長、副課長又は企画（企画広報）監等を補佐する。

を

改める。

第二条第二号の表中

7 係長	8 企画主査	9 事務主査	10 技術主査
上司の命を受け、当該係の事務を処理する。	上司の命を受け、調査、計画立案等の事務を処理する。	上司の命を受け、当該係長を補佐し、事務を処理する。	上司の命を受け、専門的事項に関する技術を処理する。

を

22 指導主査	23 事務主査	24 技術主査
上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。	上司の命を受け、当該係長等を補佐し、事務を処理する。	上司の命を受け、当該係長等を補佐し、技術を処理する。

に

7 主幹	上司の命を受け、当該課（室）の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。
8 係長	上司の命を受け、当該係の事務を処理する。
9 企画主査	上司の命を受け、調査、計画立案等の事務を処理する。
10 指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。
11 事務主査	上司の命を受け、当該係長を補佐し、事務を処理する。
12 技術主査	上司の命を受け、専門的事項に関する技術を処理する。

改める。

（福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部改正）

第十二条 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「企画（企画広報）監」を「企画監」に改める。

附 則

（施行期日等）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

○ 福岡県教育庁組織規則（平成三十年福岡県教育委員会規則第一号）新旧対照表

改正案	現行												
<p>第一条～第七条（略） （部に属する組織）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる部に、当該各号の表の上欄に掲げる課を置き、各課に当該下欄に掲げる係、班及び室を置く。</p> <p>一 教育総務部</p> <table border="1" data-bbox="129 506 783 712"> <tr> <td data-bbox="129 506 268 589">総務企画課</td> <td data-bbox="268 506 783 589">総務秘書係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室 広報室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 589 268 651">財務課</td> <td data-bbox="268 589 783 651">予算係 学校予算係 給与係 教育給与支給班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 651 268 712">(略)</td> <td data-bbox="268 651 783 712">(略)</td> </tr> </table> <p>二 (略)</p> <p>第九条～第十七条（略） （体育スポーツ健康課の分掌事務）</p> <p>第十八条 教育振興部体育スポーツ健康課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 国民スポーツ大会に関する事。</p> <p>十二～十五 (略)</p> <p>第十九条～第二十六条（略）</p>	総務企画課	総務秘書係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室 広報室	財務課	予算係 学校予算係 給与係 教育給与支給班	(略)	(略)	<p>第一条～第七条（略） （部に属する組織）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる部に、当該各号の表の上欄に掲げる課を置き、各課に当該下欄に掲げる係、班及び室を置く。</p> <p>一 教育総務部</p> <table border="1" data-bbox="815 506 1469 712"> <tr> <td data-bbox="815 506 954 589">総務企画課</td> <td data-bbox="954 506 1469 589">秘書広報係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室 (新規)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 589 954 651">財務課</td> <td data-bbox="954 589 1469 651">給与係 予算係 学校予算係 教育給与支給班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 651 954 712">(略)</td> <td data-bbox="954 651 1469 712">(略)</td> </tr> </table> <p>二 (略)</p> <p>第九条～第十七条（略） （体育スポーツ健康課の分掌事務）</p> <p>第十八条 教育振興部体育スポーツ健康課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 国民体育大会に関する事。</p> <p>十二～十五 (略)</p> <p>第十九条～第二十六条（略）</p>	総務企画課	秘書広報係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室 (新規)	財務課	給与係 予算係 学校予算係 教育給与支給班	(略)	(略)
総務企画課	総務秘書係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室 広報室												
財務課	予算係 学校予算係 給与係 教育給与支給班												
(略)	(略)												
総務企画課	秘書広報係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室 (新規)												
財務課	給与係 予算係 学校予算係 教育給与支給班												
(略)	(略)												

○ 福岡県教育センター組織規則（平成十二年福岡県教育委員会規則第九号）新旧対照表

改正案		現行	
<p>第一条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 教育センター職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>第一条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 教育センター職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>	
所長	（略）	所長	（略）
副所長	（略）	副所長	（略）
副理事	（略）	副理事	（略）
部長	（略）	部長	（略）
参事	（略）	参事	（略）
課長	（略）	課長	（略）
参事補佐	（略）	参事補佐	（略）
主幹	上司の命を受け、当該課の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。	（新規）	
指導主事	（略）	指導主事	（略）
企画主査	（略）	企画主査	（略）
副長	（略）	副長	（略）
指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。	（新規）	
事務主査	（略）	事務主査	（略）
主任主事	（略）	主任主事	（略）
主事	（略）	主事	（略）
<p>（組織）</p> <p>第三条 教育センターに、次の表の上欄に掲げる部を置き、それぞれの部に当該下欄に掲げる課及び班を置く。</p>		<p>（組織）</p> <p>第三条 教育センターに、総務課及び次の表の上欄に掲げる部を置き、それぞれの部に当該下欄に掲げる課及び班を置く。</p>	
企画部	総務課 企画調査班 指導改善研修班	企画部	事業計画課 企画調査班 指導改善研修班
教育指導部	教科教育班 特別支援教育班	教育指導部	教科教育班 （新規）
教育経営部	教育経営班 人権教育班 教育相談班	教育経営部	教育経営班 人権教育班 教育相談班
		産業・情報教育部	産業教育班 情報教育班
		特別支援教育部	特別支援教育班
		教育部	

改正案	現行
<p>(前)</p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第四条 企画部課及び各班の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 総務課</p> <p>イ 公印の管守に関する事。</p> <p>ロ 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。</p> <p>ハ 職員の身分及びサービスの総括に関する事。</p> <p>ニ 職員の研修及び福利厚生に関する事。</p> <p>ホ 予算に関する事。</p> <p>ヘ 税外諸収入の収入に関する事。</p> <p>ト 経費の支出に関する事。</p> <p>チ 物品の出納及び保管に関する事。</p> <p>リ 現金及び有価証券等の保管に関する事。</p> <p>ヌ 施設設備の管理に関する事。</p> <p>ル 各部の事業計画の総合調整に関する事。</p> <p>リ 研修員に関する事。</p> <p>ワ 教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する教育機関職員(県立学校に勤務する教育職給料表適用者を除く。)の研修に関する事。</p> <p>カ 教育に関する図書、資料等の収集、整理及び活用に関する事。</p> <p>コ 研修施設の利用に関する事。</p> <p>ク 電算システムの管理に関する事。</p> <p>ケ 広報に関する事。</p> <p>コ 他の班の所管に属しない事。</p> <p>二 企画調査班</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>(前)</p> <p>ハ 教育関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>三 (略)</p> <p>(教育指導部の所掌事務)</p> <p>第五条 教育指導部各班の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(総務課の所掌事務)</p> <p>第四条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 公印の管守に関する事。</p> <p>二 職員の身分及びサービスの総括に関する事。</p> <p>三 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。</p> <p>四 予算に関する事。</p> <p>五 税外諸収入の収入に関する事。</p> <p>六 経費の支出に関する事。</p> <p>七 物品の出納及び保管に関する事。</p> <p>八 現金及び有価証券等の保管に関する事。</p> <p>九 職員の研修及び福利厚生に関する事。</p> <p>十 施設整備の管理に関する事。</p> <p>十一 調査及び報告に関する事。</p> <p>十二 他の課及び班の所管に属しない事。</p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第五条 企画部課及び各班の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 事業計画課</p> <p>イ 各部の事業計画の総合調整に関する事。</p> <p>ロ 研修員に関する事。</p> <p>ハ 教育に関する図書、資料等の収集、整理及び活用に関する事。</p> <p>ニ 研修施設の利用に関する事。</p> <p>ホ 宿泊施設の運営に関する事。</p> <p>ヘ 広報に関する事。</p> <p>二 企画調査班</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>ハ 高等学校入学者選抜並びに県立中等教育学校及び県立中学校の入学者決定に関する資料の準備に関する事。</p> <p>ニ 教育関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>三 (略)</p> <p>(教育指導部の所掌事務)</p> <p>第六条 教育指導部班の所掌事務は、次のとおりとする。</p>

改正案	現行
<p>一 教科教育班</p> <p>イ 各教科（特別支援教育に関する教科を除く。以下同じ。）及び幼児教育に関する研究及び調査並びにその成果の普及に関すること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二 特別支援教育班</p> <p>イ 特別支援教育に関する研究及び調査並びにその成果の普及に関すること。</p> <p>ロ 特別支援教育に関する教職員の研修に関すること。</p> <p>ハ 特別支援教育に係る教育相談に係ること。</p> <p>（教育経営部の所掌事務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（服務に関する事務の処理）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（補則）</p> <p>第八条（略）</p>	<p>一 教科教育班</p> <p>イ 各教科（産業教育、情報教育及び特別支援教育に関する教科を除く。以下同じ。）及び幼児教育に関する研究及び調査並びにその成果の普及に関すること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>（新規）</p> <p>（教育経営部の所掌事務）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（産業・情報教育部の所掌事務）</p> <p>第八条 産業・情報教育部各班の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 産業教育班</p> <p>イ 産業教育に関する研究及び調査並びにその成果の普及に関すること。</p> <p>ロ 産業教育に関する教職員の研修に関すること。</p> <p>二 情報教育班</p> <p>イ 教育の情報化に関する研究及び調査並びにその成果の普及に関すること。</p> <p>ロ 教育の情報化に関する教職員の研修に関すること。</p> <p>ハ 情報教育に関する児童生徒の実習に関すること。</p> <p>（特別支援教育部の所掌事務）</p> <p>第九条 特別支援教育部班の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 特別支援教育班</p> <p>イ 特別支援教育に関する研究及び調査並びにその成果の普及に関すること。</p> <p>ロ 特別支援教育に関する教職員の研修に関すること。</p> <p>ハ 特別支援教育に係る教育相談に係ること。</p> <p>（服務に関する事務の処理）</p> <p>第十条（略）</p> <p>（補則）</p> <p>第十一条（略）</p>

○ 福岡県体育研究所組織規則（昭和四十九年福岡県教育委員会規則第十六号）新旧対照表

改正案		現行	
<p>第一条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 体育研究所職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>第一条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 体育研究所職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>	
所長	（略）	所長	（略）
参事	（略）	参事	（略）
次長	（略）	次長	（略）
参事補佐	（略）	参事補佐	（略）
主幹	上司の命を受け、当該所の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。	（新規）	
企画主査	（略）	企画主査	（略）
副長	（略）	副長	（略）
指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。	（新規）	
事務主査	（略）	事務主査	（略）
指導主事	（略）	指導主事	（略）
主任主事	（略）	主任主事	（略）
主事	（略）	主事	（略）
<p>第三条（略）</p>		<p>第三条（略）</p>	

○ 福岡県立美術館組織規則（昭和六十年福岡県教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正案		現行	
<p>第一条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 美術館の職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>第一条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 美術館の職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>	
館長	（略）	館長	（略）
副理事	（略）	副理事	（略）
副館長	（略）	副館長	（略）
参事	（略）	参事	（略）
課長	（略）	課長	（略）
参事補佐	（略）	参事補佐	（略）
主幹	上司の命を受け、当該課の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。	（新規）	
指導主事	（略）	指導主事	（略）
社会教育主事	（略）	社会教育主事	（略）
企画主査	（略）	企画主査	（略）
副長	（略）	副長	（略）
指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。	（新規）	
事務主査	（略）	事務主査	（略）
技術主査	（略）	技術主査	（略）
主任主事	（略）	主任主事	（略）
主任技師	（略）	主任技師	（略）
主事	（略）	主事	（略）
技師	（略）	技師	（略）
主任技能員	（略）	主任技能員	（略）
技能員	（略）	技能員	（略）
<p>第三条～第八条（略）</p>		<p>第三条～第八条（略）</p>	

○ 福岡県立図書館組織規則（令和二年福岡県教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正案		現行	
<p>第一条（略） （職員の職）</p> <p>第二条 図書館職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>第一条（略） （職員の職）</p> <p>第二条 図書館職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>	
館長	（略）	館長	（略）
副理事	（略）	副理事	（略）
副館長	（略）	副館長	（略）
参事	（略）	参事	（略）
参事補佐	（略）	参事補佐	（略）
企画主幹	（略）	企画主幹	（略）
主幹	上司の命を受け、図書館の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。	（新規）	
指導主事	（略）	指導主事	（略）
社会教育主事	（略）	社会教育主事	（略）
企画主査	（略）	企画主査	（略）
指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。	（新規）	
事務主査	（略）	事務主査	（略）
技術主査	（略）	技術主査	（略）
主任主事	（略）	主任主事	（略）
主任技師	（略）	主任技師	（略）
主事	（略）	主事	（略）
技師	（略）	技師	（略）
<p>第三条～第四条（略）</p>		<p>第三条～第四条（略）</p>	

○ 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則（昭和五十九年福岡県教育委員会規則第一号）新旧対照表

改正案		現行	
<p>第一条（略） （センター職員職）</p> <p>第二条 センター職員職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>第一条（略） （職員職）</p> <p>第二条 センター職員職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>	
所長	（略）	所長	（略）
副理事	（略）	副理事	（略）
参事	（略）	参事	（略）
企画主幹	（略）	企画主幹	（略）
主幹	上司の命を受け、センターの事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。	（新規）	
指導主事	（略）	指導主事	（略）
社会教育主事	（略）	社会教育主事	（略）
企画主査	（略）	企画主査	（略）
指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。	（新規）	
事務主査	（略）	事務主査	（略）
技術主査	（略）	技術主査	（略）
主任主事	（略）	主任主事	（略）
主任技師	（略）	主任技師	（略）
主事	（略）	主事	（略）
技師	（略）	技師	（略）
<p>第三条～第五条（略）</p>		<p>第三条～第五条（略）</p>	

○ 福岡県立英彦山青年の家組織規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第二十二号）新旧対照表

改正案		現行	
第一条（略） （職員の仕事） 第二条 青年の家職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。		第一条（略） （職員の仕事） 第二条 青年の家職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。	
所長	（略）	所長	（略）
参事	（略）	参事	（略）
課長	（略）	課長	（略）
参事補佐	（略）	参事補佐	（略）
主幹	上司の命を受け、当該課の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。	（新規）	
指導主事	（略）	指導主事	（略）
社会教育主事	（略）	社会教育主事	（略）
企画主査	（略）	企画主査	（略）
副長	（略）	副長	（略）
指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。	（新規）	
事務主査	（略）	事務主査	（略）
技術主査	（略）	技術主査	（略）
主任主事	（略）	主任主事	（略）
主任技師	（略）	主任技師	（略）
主事	（略）	主事	（略）
技師	（略）	技師	（略）
第三条～第八条（略）		第三条～第八条（略）	

○ 福岡県立少年自然の家「玄海の家」組織規則（昭和四十九年福岡県教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正案		現行	
<p>第一条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 玄海の家職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>第一条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 玄海の家職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>	
所長	（略）	所長	（略）
参事	（略）	参事	（略）
次長	（略）	課長	（略）
参事補佐	（略）	参事補佐	（略）
主幹	上司の命を受け、当該所の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。	（新規）	
指導主事	（略）	指導主事	（略）
社会教育主事	（略）	社会教育主事	（略）
企画主査	（略）	企画主査	（略）
副長	（略）	副長	（略）
指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。	（新規）	
事務主査	（略）	事務主査	（略）
技術主査	（略）	技術主査	（略）
主任主事	（略）	主任主事	（略）
主任技師	（略）	主任技師	（略）
主事	（略）	主事	（略）
技師	（略）	技師	（略）
<p>第三条（略）</p>		<p>第三条（略）</p>	

○ 九州歴史資料館組織規則（昭和四十七年福岡県教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正案		現行	
<p>第一条（略） （職員の職）</p> <p>第二条 資料館職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>第一条（略） （職員の職）</p> <p>第二条 資料館職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>	
館長	（略）	館長	（略）
副理事	（略）	副理事	（略）
副館長	（略）	副館長	（略）
参事	（略）	参事	（略）
参事補佐	（略）	参事補佐	（略）
企画主幹	（略）	企画主幹	（略）
主幹	上司の命を受け、資料館の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。	（新規）	
指導主事	（略）	指導主事	（略）
社会教育主事	（略）	社会教育主事	（略）
企画主査	（略）	企画主査	（略）
指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。	（新規）	
事務主査	（略）	事務主査	（略）
技術主査	（略）	技術主査	（略）
主任主事	（略）	主任主事	（略）
主任技師	（略）	主任技師	（略）
主事	（略）	主事	（略）
技師	（略）	技師	（略）
主任技能員	（略）	主任技能員	（略）
技能員	（略）	技能員	（略）
<p>第三条、第四条（略）</p>		<p>第三条、第四条（略）</p>	

○ 福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則（昭和四十一年福岡県教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正案		現行	
<p>第一条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>第一条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>	
参事	（略）	参事	（略）
事務長	（略）	事務長	（略）
参事補佐	（略）	参事補佐	（略）
主幹	上司の命を受け、当該校の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。	（新規）	
事務次長	（略）	事務次長	（略）
企画主査	（略）	企画主査	（略）
指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。	（新規）	
事務主査	（略）	事務主査	（略）
技術主査	（略）	技術主査	（略）
主任主事	（略）	主任主事	（略）
主任学校司書	（略）	主任学校司書	（略）
主任技師	（略）	主任技師	（略）
主事	（略）	主事	（略）
学校司書	（略）	学校司書	（略）
技師	（略）	技師	（略）
主任技能員	（略）	主任技能員	（略）
技能員	（略）	技能員	（略）
2（略）		2（略）	
<p>第三条（略）</p>		<p>第三条（略）</p>	

○ 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正案		現行	
<p>第一条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 事務局職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その事務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>一 本片</p>		<p>第一条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第二条 事務局職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その事務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>一 本片</p>	
1 副教育長	（略）	1 副教育長	（略）
2 教育監	（略）	2 教育監	（略）
3 理事	（略）	3 理事	（略）
4 部長	（略）	4 部長	（略）
5 副理事	（略）	5 副理事	（略）
6 課長	（略）	6 課長	（略）
7 副課長	（略）	7 副課長	（略）
8 企画監	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務を掌理する。	8 企画（企画広報）監	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務（企画広報監にあつては、広報及び広聴に関する事務を含む。）を掌理する。
9 参事	（略）	9 参事	（略）
10 主幹指導主事	（略）	10 主幹指導主事	（略）
11 主幹社会教育主事	（略）	11 主幹社会教育主事	（略）
12 服務監察監	（略）	12 服務監察監	（略）
13 人事管理主事	（略）	13 人事管理主事	（略）
14 課長補佐	（略）	14 課長補佐	（略）
15 課長技術補佐	（略）	15 課長技術補佐	（略）
16 参事補佐	（略）	16 参事補佐	（略）
17 企画主幹	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に關し、当該課長、副課長又は企画監等を補佐する。	17 企画主幹	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に關し、当該課長、副課長又は企画（企画広報）監等を補佐する。
18 広報公聴主幹	（略）	18 広報公聴主幹	（略）
19 服務監察員	（略）	19 服務監察員	（略）
20 主幹	上司の命を受け、当該課の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。	（新規）	
21 係長	（略）	20 係長	（略）

改正案		現行	
22 企画主査	(略)	21 企画主査	(略)
23 指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。	(新規)	
24 事務主査	(略)	22 事務主査	(略)
25 技術主査	(略)	23 技術主査	(略)
一 教育事務所		一 教育事務所	
1 所長	(略)	1 所長	(略)
2 副所長	(略)	2 副所長	(略)
3 主幹指導主事	(略)	3 主幹指導主事	(略)
4 人事管理主事	(略)	4 人事管理主事	(略)
5 課(室)長	(略)	5 課(室)長	(略)
6 参事補佐	(略)	6 参事補佐	(略)
7 主幹	上司の命を受け、当該課(室)の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、上司を補佐する。	(新規)	
8 係長	(略)	7 係長	(略)
9 企画主査	(略)	8 企画主査	(略)
10 指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、職員を指導する。	(新規)	
11 事務主査	(略)	9 事務主査	(略)
12 技術主査	(略)	10 技術主査	(略)
三 (略)		三 (略)	
第三条 (略)		第三条 (略)	

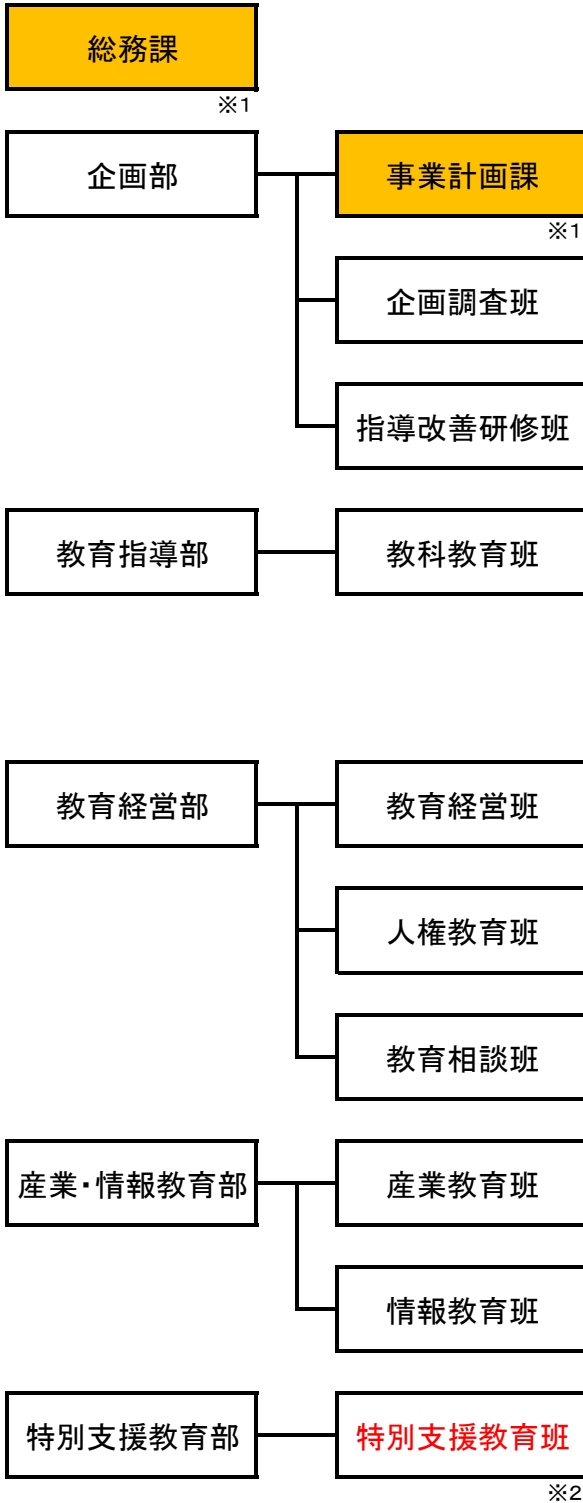
○ 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略） （教育委員会議決事項）</p> <p>第三条 教育委員会は、前条に規定する事務のうち、次の各号に掲げる事務を議決する。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 教育庁本庁の副教育長、教育監、理事、部長、副理事、課長、副課長、企画監、参事、主幹指導主事、主幹社会教育主事、服務監察監及び人事管理主事並びに教育事務所の所長、副所長、主幹指導主事及び人事管理主事並びに教育機関の長（県費負担教職員である校長を含む。）及び参事並びに美術館、図書館及び九州歴史資料館の副理事及び副館長並びに社会教育総合センター副理事並びに教育センターの副所長、副理事及び部長の任免、転補、懲戒処分又は分限処分を行うこと。</p> <p>九～二十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四条～第六条（略）</p>	<p>第一条～第三条（略） （教育委員会議決事項）</p> <p>第三条 教育委員会は、前条に規定する事務のうち、次の各号に掲げる事務を議決する。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 教育庁本庁の副教育長、教育監、理事、部長、副理事、課長、副課長、企画（企画広報）監、参事、主幹指導主事、主幹社会教育主事、服務監察監及び人事管理主事並びに教育事務所の所長、副所長、主幹指導主事及び人事管理主事並びに教育機関の長（県費負担教職員である校長を含む。）及び参事並びに美術館、図書館及び九州歴史資料館の副理事及び副館長並びに社会教育総合センター副理事並びに教育センターの副所長、副理事及び部長の任免、転補、懲戒処分又は分限処分を行うこと。</p> <p>九～二十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四条～第六条（略）</p>

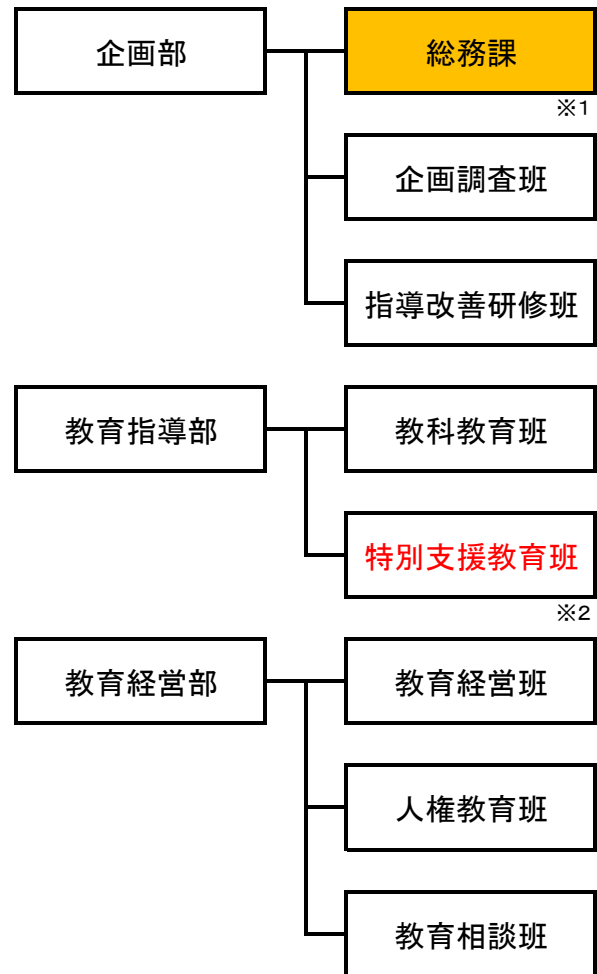
教育センター組織改編について

現下の情勢を踏まえた、より効果的・効率的な教員研修・教育研究の実施等の体制を整備するため、教育センターの組織改編を行う。

○ 現行 ○



○ 改編後 ○



※1 総務課と事業計画課を統合し、総務課に一本化。

※2 産業・情報教育部及び特別支援教育部については廃止し、本庁及び教育指導部に移管する。